

● 通所リハビリテーション費の加算算定について

～平成21年4月改定関係Q&A(Vol. 1及び2)より～

加算について	単 位	回数・時間	算定期間	備 考
リハビリテーション マネジement加算	月に8回以上通所リハビリを行った場合 230単位/月	—	月1回	(月8回未満であっても算定が可能な場合) ・利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合 ・自然災害・感染症の発生等により事業所が一時的に休業等する場合(事業所の休日(GW、盆、年末年始等)等による場合は不可)
短期集中 リハビリテーション 実施加算	退院(所)日 _[1] 又は認定日 _[2] から起算 して 1月以内 280単位/日	週に概ね2回以上 40分以上/回	実施日	利用者の自己都合(体調悪化)等やむを得ず算定要件を満たせなくなった場合でも算定可
	退院(所)日 _[1] 又は認定日 _[2] から起算 して 1月超3月以内 140単位/日	週に概ね2回以上 20分以上/回	実施日	通所リハビリテーション終了月であって、8回未満の利用しかない場合、リハマネ加算は算定できないが、当該加算は算定可
個別リハビリテーション 加算	退院(所)日 _[1] 又は認定日 _[2] から起算 して 3月超 80単位/日	月13日限度 20分以上/回	実施日	短時間(1～2時間)の通所リハビリテーション利用者は算定できない (リハマネ加算を算定しない場合でも算定可能な場合) ・通所リハビリ終了月であって、8回未満の利用しかない場合 ・多職種が協働して作成する通所リハ実施計画において、概ね週1回程度(月4回程度)の通所であっても効果的なリハビリの提供が可能であると判断した場合
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算	退院(所)日 _[1] 又は通所開始日から起算 して 3月以内 240単位/日	週2回限度 20分以上/回	実施日	・過去3月間に当該加算を算定していない場合に算定可 ・利用者の自己都合(体調不良)等やむを得ず算定要件が満たせなくなった場合でも算定可 ・通所リハビリの終了月であって、8回未満の利用しかない場合、リハマネ加算の算定はできないが、当該加算は算定可

[1] 退院(所)日とは、利用者がそのリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療のために入院(所)した医療機関等からの退院(所)日のことである。

[2] 認定日とは、(新規若しくは区分変更により要介護認定を受けた場合における)認定有効期間の開始年月日のことである。